

認 定 書

国住参建第 2915 号
令和 7 年 12 月 15 日

一輝株式会社
代表取締役 稲場 誠 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TACP-0705
2. 認定をした構造方法等の名称
ケンマⅢ工法（先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む））
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。
令和 7 年 10 月 1 日より大臣印の押印が廃止されております。